

## 国立大学法人和歌山大学における公的研究費の不正使用防止対策に関する基本方針

令和4年1月6日  
学長（最高管理責任者）裁定

国立大学法人和歌山大学における公的研究費の不正使用防止等に関する取扱規程第3条第2項に基づく不正使用防止対策の基本方針については、次のとおり定める。

1. 本学における公的研究費の運営・管理に関わる者の責任と権限の体系を明確化し、学内外に公表する。
2. 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、構成員の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
3. 不正使用を発生させる要因を把握し、具体的な公的研究費不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を確実に継続的に実行する。
4. 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費の適正な運営、管理を行う。
5. 公的研究費の使用に関するルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
6. 公的研究費を適正に管理するため、全学的な観点から実効性のあるモニタリングを実施する。